

広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例をここに公布する。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第19号

広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団が締結する長期継続契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 機械、器具その他物品を借り入れる契約であって、商慣習上契約期間が1年を超えるもの
- (2) 庁舎管理に係る業務委託契約その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要があるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月1日前に、広島県水道広域連合企業団規約第2条に規定する構成団体の条例の規定により締結された長期継続契約は、この条例の相当規定により締結された長期継続契約とみなし、その事務の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が締結する長期継続契約については、当分の間、構成団体（広島県を除く。）が所管する当該条例をこの条例とみなして適用する。